

## 東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
1	-	用語例							第三管区海上保安部東京海上保安部	第三管区海上保安本部、同東京海上保安部
2	-	用語例							(新規)	東京電力リニューアブルパワー株式会社
3	1	対策の方針	1	対策の目的					第4部では、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。	「東京都南海トラフ地震防災対策推進計画」(以下「都推進計画」という。)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第5条の規定に基づき、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定めるものである。
4	1	対策の方針	1	対策の目的	1	南海トラフ地震等防災対策(第1～4章)			(1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。 (2) この対策中、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に関する部分は同法第5条の規定に基づく推進計画とする。 (3) 島しょ町村及び各防災機関等は、ここでの対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。	(1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。 (2) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。 (3) 島しょ町村、各防災機関等は、都推進計画に記載されている対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。 (4) この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。
5	1	対策の方針	1	対策の目的	2	東海地震事前対策(第5章)			第5章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第5章第1節「事前対策の目的等」で定める。	東海地震の事前対策については、「東京都地域防災計画(震災編)」(以下「都震災編」という。)第4部第5章に定めている。
6	1	対策の方針	2	南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方					2 第4部第1章から第4章では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、第4部に記載のない事項については、第1部から第3部に基づき実施する。	2 都推進計画では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょにおける人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、都推進計画に記載のない事項については、都震災編第1部から第3部までにに基づき実施する。
7	1	対策の方針	2	南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方					3 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。 なお、元禄型関東地震については、第1部から第3部の対策を基本とするが、一部島しょ(三宅島、御蔵島)の最大津波高については南海トラフ巨大地震を上回ることから、それらの津波対策については第4部第1章から第4章の対策を講じるものとする。	3 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、都震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。 なお、南海トラフ地震臨時情報については、区部、多摩地域においても住民等への伝達が必要となるため、南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達等に係る対応については、島しょ町村の対応を準用する。 また、元禄型関東地震については、都震災編第1部から第3部までに記載されている対策を基本とするが、一部島しょ(三宅島、御蔵島)については、津波高が高いことが想定されることから、これらの津波対策については、都推進計画に記載されている対策を講じるものとする。
8	2	南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標	1	南海トラフ巨大地震等による被害想定	2	被害想定結果の概要	4	島しょ部における共通の被害様相	ア ライフライン施設被害 ・ 海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性や、島内通信ケーブルの断絶により、島内の通信及び通話が困難となる可能性	ア ライフライン施設被害 ・ 通信設備(ケーブル・アンテナ・機材等)の被災により島内外の通信が困難となる可能性
9	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	1	自助による都民の防災力向上			都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。	都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な備えを推進する。
10	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	1	自助による都民の防災力向上			・ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。 ・ 医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。 ・ 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。 ・ 都・町村、防災市民組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。 ・ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。 ・ 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えない限り、町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。	・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ・ 日頃からの出火の防止 ・ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置、維持管理 ・ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止 ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ・ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。 ・ 水(1日一人3ℓ目安)・食料・医薬品・携帯ラジオ・簡易トイレ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。 ・ 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法(災害用伝言ダイヤル171等)などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。 ・ 都・町村、防災市民組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。 ・ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。 ・ 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えない限り、町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
11	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	1	自助による都民の防災力向上			また、遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定される。各自、まずは地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。	また、遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。
12	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	1	自助による都民の防災力向上			(新規)	「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町村等からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。 また、事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。
13	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	2	地域による共助の推進			消防団又は防災市民組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時における地域の支援体制を整備する。	消防団又は防災市民組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。
14	3	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	2	島しょ住民と地域の防災力向上	3	事業所による自助・共助の強化			事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。	事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。
15	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	2	地震・津波対策の推進	1	地震・津波対策の推進	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 島しょ部において救出救助活動等に必要となる燃料確保策を検討  島しょ町村 ○ 避難場所、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 島しょ部において応急対策に必要となる燃料確保等を行う  島しょ町村 ○ 指定緊急避難場所等、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進
16	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	2	地震・津波対策の推進	1	地震・津波対策の推進	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 指定緊急避難場所等・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。
17	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	1	津波避難計画の策定等	ア 対策内容と役割分担 表 島しょ町村 ○ 推進計画に基づき、避難対象地域、避難場所、避難経路等を記載した津波避難計画を策定	ア 対策内容と役割分担 表 島しょ町村 ○ 推進計画に基づき、避難対象地域、指定緊急避難場所等、避難経路等を記載した津波避難計画を策定
18	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	1	津波避難計画の策定等	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 避難対象地域、避難場所・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。  ○ 最大クラスの津波に対応できる避難場所として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。  ○ 地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 避難対象地域、指定緊急避難場所等・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。  ○ 最大クラスの津波に対応できる指定緊急避難場所等として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。  ○ 地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、指定緊急避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。
19	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	1	津波避難計画の策定等	表【津波避難計画で検討する内容（例）】 ⑨ 避難指示等の発令 津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。	表【津波避難計画で検討する内容（例）】 ⑨ 避難指示等の発令 津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示（緊急）を発令する体制とする。
20	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	2	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	(2) 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化
21	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	2	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	ア 対策内容と役割分担 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、島しょ町村は、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。	ア 対策内容と役割分担 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、島しょ町村は、大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報を迅速・的確に収集し、住民、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
22	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	2	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	イ 詳細な取組内容 «都総務局» ○ 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集する。 «都総務局及び島しょ町村» ○ 津波警報、注意報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。 ○ 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報、注意報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。	イ 詳細な取組内容 «都総務局» ○ 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報等の情報を迅速・的確に収集する。 «都総務局及び島しょ町村» ○ 津波警報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。 ○ 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。
23	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	3	事前避難対象地域の指定	(新規)	(3) 事前避難対象地域の指定 島しょ町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として事前避難対象地域をあらかじめ定める。 また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として住民事前避難対象地域を、事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域をあらかじめ定める。
24	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	4	津波予測等に対する避難誘導	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 津波警報、注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 津波警報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備
25	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	4	津波予測等に対する避難誘導	イ 詳細な取組内容 «都総務局» ○ 津波警報、注意報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、住民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。 «島しょ町村» ○ 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波情報の伝達及び避難指示・勧告を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。	イ 詳細な取組内容 «都総務局» ○ 津波警報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、住民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。 «島しょ町村» ○ 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波警報等の伝達及び避難勧告・避難指示（緊急）を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
26	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	5	指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等	(4) 避難所の事前指定等 避難勧告・指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ避難所等を指定し、住民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。	(5) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等 避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。
27	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	5	指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 避難所等の住民への周知 ○ 島しょ町村が実施する避難所機能の強化を支援 都支庁 ○ 避難所の選定について、管内町村を支援 都福祉保健局 (島しょ保健所) ○ 東京都災害情報システム（DIS）への入力、支庁からの報告等に基づき、避難所（福祉避難所含む）の所在地等について把握 ○ 避難所の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所指定を支援 都教育庁 ○ 避難所に指定されている都立学校における避難所運営支援 島しょ町村 ○ 避難所の指定・確保及び住民への周知 ○ 避難所の安全性確保 ○ 避難所において、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を検討	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知 ○ 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化を支援 都支庁 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の選定について、管内町村を支援 都福祉保健局 (島しょ保健所) ○ 東京都災害情報システム（DIS）への入力、支庁からの報告等に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所等（福祉避難所含む）の所在地等について把握 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所指定を支援 都教育庁 ○ 指定避難所等に指定されている都立学校における避難所運営支援 島しょ町村 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・確保及び住民への周知 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等の安全性確保 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を検討 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所等において、住民の特性に応じた情報提供手段を確保

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
28	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	5	指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等	<p>イ 詳細な取組内容</p> <p>《都総務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所、避難所などの役割、安全な避難方法について、島しょ町村と連携を図りながら周知していく。</li> <li>○ 島しょ町村が実施する避難所機能の強化について助言するなど、安全・安心な避難所生活の確保を支援していく。</li> </ul> <p>《都福祉保健局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「避難所管理運営の指針」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂に関する島しょ町村における取組を支援する。</li> <li>○ 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による福祉避難所への指定を支援する。</li> </ul> <p>《都教育庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、避難所運営を支援する。</li> </ul>	<p>イ 詳細な取組内容</p> <p>《都総務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所、指定避難所等の役割、安全な避難方法について、島しょ町村と連携を図りながら周知していく。</li> <li>○ 島しょ町村が実施する指定緊急避難場所、指定避難所等の機能の強化について助言するなど、安全・安心な指定緊急避難場所、指定避難所等における生活の確保を支援していく。</li> </ul> <p>《都福祉保健局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「避難所管理運営の指針」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂に関する島しょ町村における取組を支援する。</li> <li>○ 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による福祉避難所への指定を支援する。</li> </ul> <p>《都教育庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所等に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、<u>避難所運営</u>を支援する。</li> </ul>
29	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	3	避難等対策	5	指定緊急避難場所、指定避難所等の指定等	<p>《島しょ町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知する。</li> <li>○ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、支庁及び都福祉保健局に報告する。</li> <li>○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。</li> <li>・ 避難所は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。</li> <li>・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。</li> </ul> </li> <li>○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。</li> <li>○ 避難所に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図る。</li> <li>○ 避難所に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。</li> <li>○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。</li> </ul>	<p>《島しょ町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村の地域防災計画において、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所等を指定し、住民に周知する。</li> <li>○ 指定した指定緊急避難場所、指定避難所等の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、支庁及び都福祉保健局に報告する。</li> <li>○ 指定避難所等の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所、指定避難所等は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。</li> <li>・ 指定避難所等は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。</li> <li>・ 指定避難所等に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。</li> </ul> </li> <li>○ 指定避難所等に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にすると、避難所が過密にならないよう努めるものとする。</li> <li>○ 指定避難所等に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。</li> <li>○ 指定避難所等に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より機能の強化を図る。</li> <li>○ 指定避難所等に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。</li> <li>○ 指定避難所等に設置した災害時用公衆電話については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、動作確認を行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に利用できるように訓練を行う。</li> <li>○ 指定避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。</li> </ul>
30	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	4	広報及び教育			<p>都は、都民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。</p>	<p>都は、都民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不断に地震及び津波に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。</p>
31	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	4	広報及び教育	1	防災広報	<p>ア 主な実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>○ 地震及び津波に関する一般的な知識</li> <li>○ 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</li> <li>○ 正確な情報の入手方法</li> <li>○ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</li> <li>○ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</li> <li>○ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</li> <li>○ 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</li> </ul>	<p>ア 主な実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>○ 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>○ 地震及び津波に関する一般的な知識</li> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</li> <li>○ 正確な情報の入手方法</li> <li>○ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</li> <li>○ 各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</li> <li>○ 各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識</li> <li>○ 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</li> </ul>

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
32	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	4	広報及び教育	1	防災広報	イ 広報の方法  (イ) インターネット等による広報 ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。  (ウ) 印刷物による広報 「広報東京都」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。	イ 広報の方法  (イ) インターネット等による広報 ホームページや「東京都防災アプリ」など、様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行う。  (ウ) 印刷物による広報 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進により意識啓発を行う。
33	4	南海トラフ地震等防災対策	1	災害予防対策	4	広報及び教育	1	防災広報	エ 事業者による広報 ○ 旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。 ○ 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。 ○ 通信事業者は、インターネット等により、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。 ○ 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立ち寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、避難場所や避難経路等の広報を行うよう留意する。	エ 事業者による広報 ○ 旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。 ○ 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。 ○ 通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。 ○ 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立ち寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。
34	4	南海トラフ地震等防災対策					3	職員への教育	ア 主な実施事項 ○ 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識 ○ 地震及び津波に関する一般的な知識 ○ 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ○ 南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割 ○ 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ○ 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題	ア 主な実施事項 ○ 地震及び津波に関する一般的な知識 ○ 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識 ○ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割 ○ 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ○ 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題
35	4	南海トラフ地震等防災対策							ウ 対策計画に記載すべき事項 (新規)	ウ 対策計画に記載すべき事項 ○ 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
36	4	南海トラフ地震等防災対策			6	防災訓練の充実	2	詳細な取組内容	(新規)	○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定した防災訓練についても実施する。
37	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策					(新規) (第2節であった災害応急対策は第3節へ移動)	第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策 (第2節についてはすべて新規)
38	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	1	南海トラフに関連する情報			(新規)	(すべて新規のため省略)
39	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	2	住民等の避難			(新規)	(すべて新規のため省略)
40	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	3	南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた機関ごとの対策			(新規)	(すべて新規のため省略)
41	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	4	南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた各施設等の取るべき対策			(新規)	(すべて新規のため省略)
42	4	南海トラフ地震等防災対策	2	南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	5	飲料水・食料・生活必需品等の確保			(新規)	(すべて新規のため省略)
43	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策					(移動)	(第2節から第3節へ移動)
44	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	1	津波情報の収集・伝達	1	大津波警報・津波警報・津波注意報	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等  津波警報等とともに発表される、予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等  津波警報等とともに発表される、予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、マグニチュードが8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
45	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	1	津波情報の収集・伝達	4	津波警報等の伝達	津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となることから、島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン等により住民や観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。	津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となるため島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン、緊急速報メール等により住民、観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。
46	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	1	避難の勧告・指示	ア 対策内容と役割分担 表	(避難指示を避難指示(緊急)に修正)
47	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	1	避難の勧告・指示	イ 詳細な取組内容 ○ 島しょ町村長は、津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、住民等が海浜から自らの判断で退避するよう勧告し又は、命令するものとする。	(削除)
48	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	2	避難誘導	イ 詳細な取組内容 «都教育庁» ○ 島しょ町村から避難勧告又は指示が出た場合、校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡をとり、計画に従い避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。	イ 詳細な取組内容 «都教育庁» ○ 島しょ町村から避難勧告又は指示が出た場合、校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡をとり、必要に応じ計画に従い臨時休校の対応や避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。
49	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	2	避難誘導	«警視庁» ○ 避難の勧告又は指示が出された場合には、島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。	«警視庁» ○ 避難の勧告又は指示が出された場合には、島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された指定避難所等へ避難誘導する。
50	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	2	避難誘導	«島しょ町村» ○ 避難の勧告又は指示をした場合、島しょ町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、当該島しょ町村は避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。	«島しょ町村» ○ 避難の勧告又は指示をした場合、島しょ町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある指定避難所等に誘導する。この場合、当該島しょ町村は指定避難所等に職員を派遣するか又は指定避難所等の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
51	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	避難所の開設・管理運営	指定避難所等の開設・管理運営
52	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	ア 対策内容と役割分担 表 都支庁 ○ 島しょ町村から応援要請を受け、避難所の開設運営に協力 ○ 島しょ町村から避難所の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告	ア 対策内容と役割分担 表 都支庁 ○ 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力 ○ 島しょ町村から指定避難所等の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告
53	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	都福祉保健局(島しょ保健所) ○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において避難所の開設状況を把握 ○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 島しょ町村の衛生管理対策支援 ○ 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。	都福祉保健局(島しょ保健所) ○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において指定避難所等の開設状況を把握 ○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 島しょ町村の衛生管理対策支援 ○ 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
54	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	都教育庁 ○ 都立学校に避難所を開設する場合の運営協力	都教育庁 ○ 都立学校に指定避難所等を開設する場合の運営協力
55	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	島しょ町村 ○ 避難所(福祉避難所含む)の開設 ○ 避難所の運営等対策 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 避難所におけるトイレ機能の確保 ○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 避難所における防火安全性の確保	島しょ町村 ○ 指定避難所等(福祉避難所含む)の開設 ○ 指定避難所等の運営等対策 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 指定避難所等におけるトイレ機能の確保 ○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○ 指定避難所等における防火安全性の確保

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
56	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	3	指定避難所等の開設・管理運営	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 避難所（福祉避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。 ○ 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。 ○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 ○ 自宅や避難所で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 ○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○ 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。	イ 詳細な取組内容 «島しょ町村» ○ 指定避難所等（福祉避難所を含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。 ○ 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。 ○ 指定避難所等を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○ 指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 ○ 自宅や指定避難所等で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 ○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○ 指定避難所等に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話、インターネット（Wi-Fi）、公衆無線LAN、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 ○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、 <u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>
57	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	4	被災者の他地区への移送	ア 対策内容と役割分担 表 島しょ町村（被災地側） ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力	ア 対策内容と役割分担 表 島しょ町村（被災地側） ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における指定避難所等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 指定避難所等の運営への積極的な協力
58	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	4	被災者の他地区への移送	【移送先の決定】 ㊦ 避難所の開設を指示要請	【移送先の決定】 ㊦ 指定避難所等の開設を指示要請
59	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	4	被災者の他地区への移送	イ 詳細な取組内容 «都福祉保健局» ○ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、ヘリコプター及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。	イ 詳細な取組内容 «都福祉保健局» ○ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、航空機及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。
60	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	2	避難	4	被災者の他地区への移送	«島しょ町村» ○ 島しょ町村長は、当該島しょ町村の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。	«島しょ町村» ○ 島しょ町村長は、当該島しょ町村の指定避難所等に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
61	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	4	救出・救助・救急活動体制	1	救出・救助活動	東京消防庁 ○ 島しょ町村から要請があった場合、消防応援協定及び島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割に関する協定に基づき、関係機関と連携して対応	東京消防庁 ○ 島しょ町村から要請があった場合、東京消防庁と各島しょ町村間における消防応援協定及び「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」に基づき、関係機関と連携して対応
62	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	6	警備・交通規制	2	交通規制	ウ 航空機対策（島しょ空港） (ア) 運航対策 島しょにおいて津波災害が発生した場合、都港湾局が所管する島しょ空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、これらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。	ウ 航空機対策（島しょ空港） 運航対策 島しょにおいて津波災害が発生した場合、島しょの都営空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、空港を使用できる運航者を制限する。
63	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	1	飲料水の供給	(1) 飲料水の供給	(1) 飲料水及び生活用水の供給

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
64	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	1	飲料水の供給	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 支庁の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請  島しょ町村 ○非常災害用井戸等の整備等により水の確保に努める。	ア 対策内容と役割分担 表 都本部 ○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ 支庁の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請  島しょ町村 ○非常災害用井戸等の整備等により生活用水の確保に努める。
65	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	1	飲料水の供給	(新規)	イ 詳細な取組内容 «都本部» ○ 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。 ○ 物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。
66	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	1	飲料水の供給	«島しょ町村» ○ 給水拠点は、町村役場、同出張所又は避難所とする。	«島しょ町村» ○ 給水拠点は、町村役場、同出張所又は指定避難所等とする。
67	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	2	食料生活必需品の供給	津波等により避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める	津波等により指定避難所等で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める。
68	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	2	食料生活必需品の供給	(新規)	ア 対策内容と役割分担 表 都本部 ○ 国・他道府県等との連絡調整 ○ 支庁の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
69	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	2	食料生活必需品の供給	(新規)	イ 詳細な取組内容 «都本部» ○ 必要に応じて、国・他道府県等に物資の調達を要請する。 ○ 食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。
70	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	○ 島しょ地域へ救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、輸送調整に時間がかかってしまう。 一方、災害時においては、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速にロジスティクスを構築する必要がある。	○ 島しょ地域へ救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、調整に時間を要することが想定される。 一方、災害時においては、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に輸送体制を構築する必要がある。
71	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	ア 対策内容と役割分担 表 都総務局 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等は関係各局及び関係機関に要請	ア 対策内容と役割分担 表 都本部 ○ 広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫）の運営 ○ 輸送に必要な船舶、航空機等を関係各局及び関係機関に要請
72	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	都福祉保健局 都港湾局 ○ 都総務局からの指示に基づき、物資の輸送に関し関係団体、協定団体に要請 ○ 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保	都福祉保健局 ○ 都備蓄物資の本土側港湾までの陸上輸送を協定団体に要請 ○ 広域輸送基地（トラックターミナル）を開設し、協定民間物流事業者に調達物資等の本土側港湾までの陸上輸送を要請
73	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	都福祉保健局 都港湾局 ○ 都総務局からの指示に基づき、物資の輸送に関し関係団体、協定団体に要請 ○ 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保	都港湾局 ○ 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保

東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

No.	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
74	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	イ 詳細な取組内容 «都総務局» (新規)	イ 詳細な取組内容 «都本部» ○ 東京都多摩広域防災倉庫を開設し、拠点運営及び、本土側港湾までの物資輸送について、協定団体と調整する。
75	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	7	飲料水・食料・生活必需品等の供給	3	物資の輸送体制	«都福祉保健局» ○ 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。	«都福祉保健局» ○ 都備蓄倉庫の備蓄物資の本土側港湾まで輸送を、協定団体に要請する。 ○ 調達物資等の一時積替基地として、トラックターミナルに広域輸送基地を開設し、協定民間物流事業者が本土側港湾までの陸上輸送を要請する。トラックターミナルにおける荷役作業は協定民間事業者が行うものとする。
76	4	南海トラフ地震等防災対策	3	災害応急対策	8	水道、下水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等	3	電気施設	«東京電力グループ» ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。 ○ 各島嶼事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。 ○ 復旧活動は、大島・八丈島を拠点とし実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。 ○ 復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。 ○ 津波被害を受けた発電所の復旧までには、長期間を要するおそれがあることから、高圧発電機車の輸送などによる暫定的な対応及び高圧発電機車の稼動に必要な燃料の調達について検討する。 ○ これらの対策により、災害応急活動の拠点等に対する電力の優先的な供給についても対応していく。	«東京電力グループ» ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。 ○ 災害が発生した際は、各島嶼事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。 ○ 復旧活動は、被害状況に応じて対応にあたる。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。 ○ 復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。 ○ 津波被害を受けた発電所に対する暫定的な対応として、電源車の活用及びその稼動に必要な燃料の調達について検討する。
77	-	資料編	-	資料第13					気象庁予報部	気象庁
78	-	資料編	-	資料第14					気象庁予報部	気象庁